

平成21年 第1回定例会

視聴覚ライブラリー条例の 一部改正や 一般会計補正予算など可決

今定例会は、2月26日から3月19日までの会期で開催され、市長提出議案28件、委員会提出議案1件、議員提出議案4件が上程されました。

市長提出議案

視聴覚ライブラリー 条例等の 一部改正

指定管理者導入へ！

1 吉川市民交流センターおあしす及び市立図書館、吉川市視聴覚ライブラリーに、平成22年4月から指定管理者を導入するため所要の改正をするものです。

◆指定管理者とは：

市が設置する施設の管理を委託できる団体は、これまで公共的団体などに限定されていましたが、平成15年9月の地方自治法改正により、管理できる団体の範囲が民間事業者まで拡大されました。公の施設の管理運営に民間活力を導入することで、市民サービスの向上と行政コストの削減の両立を図ることを目指した制度です。

現在、吉川市では老人福祉センター・第三保育所に指定管理者制度を導入しています。

《条例等改正の要点》

- 指定管理による管理
- 指定管理者が行う業務
- 使用料や使用料収入の帰属及び使用料の額の決定
- 指定管理者の指定の申請手続
- 指定管理者の候補者の選定
- 指定の取消し等
- 指定管理者による施設の現状変更等

2 各条例について、現行では規則で規定している開館日や開館時間、利用許可に関する基本的な事項を条例に規定するものです。

3 視聴覚ライブラリーの利用者の利便性を高めるため、多目的室使用料及び視聴覚設備等使用料について2時間単位としているものを1時間単位に変更するものです。

介護福祉 総合条例の 一部改正

吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴う制度及び保険料率の改正等

を行うものです。

◆第4期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

●重点施策

- 1 介護予防事業の充実
- 2 地域交流の促進
- 3 認知症サポーターの養成
- 4 地域密着型サービスの整備促進
- 5 介護労働者の確保対策の充実

介護保険部分

《拡大》

●運動器の機能向上指導の対象者を特定高齢者だけでなく一般高齢者にも拡大する

《廃止》

●家族介護教室（地域包括支援センターの業務で行われているため）

●在宅復帰支援サービス

《限定》

●気分転換ショートステイ（要介護認定で自立と判断された者に限定する）

●第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料の改正

介護報酬改定に伴う保険料の上昇を段階的に抑制するも